

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター 第3期中期目標策定にあたっての整理事項

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター及び地方独立行政法人北松中央病院
令和3年度 第2回評価委員会

中期目標の概要

中期目標とは、独立性を妨げない範囲で、病院が行うべきことを、市が病院に指示する行為です。

1 根拠法の条文

地方独立行政法人法（抜粋）

（中期目標）

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の改善及び効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

2 中期目標の意義（地方独立行政法人法逐条解説抜粋）

地方独立行政法人制度において、市長が「中期目標」を設定して地方独立行政法人に達成すべき業務運営の目標を指示し、法人はこの中期目標を達成するための「中期計画」を策定し、計画的に業務を遂行する仕組みとなっています。

更に、中期目標期間の終了時には、中期目標の達成状況について、設立団体の長の評価を受け

る（評価委員会からの意見要）こととなっています。

＜中期目標の意義＞

- (1) 地方独立行政法人が中期計画を策定する際の指針
- (2) 地方独立行政法人の業務の実績を評価する際の基準

3 中期目標の期間・策定の手続（地方独立行政法人法逐条解説抜粋）

(1) 期間（3年以上5年以下の期間）

一定の目標に従って業務運営を自立的かつ自発的に行うには短期では難しく、長期では社会等変動により目標を変更する必要が出てくることから、ある程度社会その他の変動が予測できる中間的な期間として3年から5年が適切とされています。

(2) 策定の手續

目標策定にあたっては、あらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならないこととされています。

また、法人の運営について透明性を高めるため、中期目標を策定又は変更したときはこれを公表することとされています。

4 佐世保市総合医療センターの第3期中期目標策定にあたっての整理事項

第3期中期目標の策定に当たっては、第2期中期目標の承継を基本としつつ、主に次の課題を受けて必要に応じて対応する項目に掲載しました。

- ① → 市、市医師会、二次輪番病院との連携強化による救急医療体制の維持（救急医療）
- ② → 離島医療の継続、災害拠点病院としての適切な備え（政策医療）
- ③ → 医療従事者確保のための修学・育成支援策の充実（医療従事者の確保）
- ④ → 施設の予防保全と長寿命化の検討（施設・設備の充実、費用の適正化）
- ⑤ → 内部統制の推進に向けた体制の見直し。長期的な経営戦略と剰余金の処分方法（法人管理運営体制の確立）
- ⑥ → 新型コロナウイルス感染症への対応（新興・再興感染症への対策と対応）

※ 具体的な記述の書き込みについては、別添の新旧対照表参照。

なお、大項目及び中（小）項目の設定状況については、次の通りです。

I 大項目(第1～第5)の項目名は、法律(地方独立行政法人法)で定められていますので、変更ができません。

第1 → 中期目標の期間（法第25条第2項第1号）

第2 → 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

（法第25条第2項第2号）

第3 → 業務運営の改善及び効率化に関する事項（法第25条第2項第3号）

第4 → 財務内容の改善に関する事項（法第25条第2項第4号）

第5 → その他業務運営に関する重要事項（法第25条第2項第5号）

II 中期目標中、特に重要な項目は、次の3項目です。

第2 → 提供する医療の中身についての記載です。

第3 → 病院の業務運営についての記載です。

第4 → 財務に関する記載です。

Ⅲ 各大項目にぶら下がる中(小)項目は、各自治体が独自に設定します。

本市においては、全国の独立行政法人による病院の中期目標と比較・検討し、佐世保市総合医療センターにふさわしい中（小）項目を選択した上で、必要に応じてアレンジを加える、という手法により設定しています。

Ⅳ 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項の中項目は、次により構成しました。

1 地域完結型医療の提供

2 提供する医療サービスの充実（重要）

3 医療人育成体制の充実

4 医学研究の推進

5 医療の質の向上

6 情報提供の充実

特に重要な「病院が何を行うのか」を記載した、「2 提供する医療サービスの充実」については、さらに次のことを目標として小項目を設定しています。

(1) 救急医療

(2) がん医療

(3) 小児・周産期医療

(4) 高度専門医療

(5) 政策医療

佐世保市としては、佐世保市総合医療センターが、佐世保県北地域（二次医療圏）における地域完結型医療構築のために必要な高度医療サービスが総合的に提供できる重要な医療機関であるという整理を行いました。よって、上記5項目のさらなる充実に向けて、第2期中期目標に引き続き目標として選んでいるものです。なお、そのほかの中項目にも必要に応じて小項目を設定しています。

Ⅴ 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項の中項目は、次により構成しました。

1 法人管理運営体制の確立

2 経営管理人材の育成

このうち、「2 経営管理人材の育成」については、経営管理人材（主にプロパーの事務職員）の育成が急務であることなどから、第2期中期目標から設定しています。

VI 第4 財務内容の改善に関する事項の中項目は、次により構成しました。

1 経営基盤の確立

2 収益と費用の適正化

このうち、「2 収益と費用の適正化」については、さらに「収益の適正化」と「費用の適正化」とに区分して小項目を設定しています。

(1) 収益の適正化

(2) 費用の適正化

VII 第5 その他業務運営に関する重要事項の中項目は、次により構成しました。

1 地域医療構想の達成に向けた取組

2 働き方改革の推進

3 新興・再興感染症への対策と対応【新】(旧は「3 災害時における事業継続性の強化」)

第2期中期目標で取り組んだ「3 災害時における事業継続性の強化」については、重要事項として重点的に取り組んだ結果、一定の評価を得たことから、政策医療に関する項目で引き続き取り組むものの、重要事項からは削除したものです。

また、新たに設定した「新興・再興感染症への対策と対応」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、向こう3年間で取り組むべき重要事項として設定したものです。